

建設業許可事務ガイドライン【第二条関係】の見直し(案)	
建設業許可事務の種類 (建設業法別表)	建設工事の内容 (告示)
土木一式工事	<p>総合的な企画、指導、調整のものどに土木工作物を含む。以下同じ。)</p> <p>建設工事の内 容</p> <p>総合的な企画、指導、調整又は解体する工事を含む。</p> <p>大工工事、型枠工事、造作工事</p> <p>左官工事</p> <p>木材の加工又は取付けにより工作物を製造し、又は工作物に本製設備を取付ける工事、モルタル、漆くい、ラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事</p> <p>配置工事、鉄骨等の組立て等を行う工事</p> <p>イ)足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置工事、足場等仮設工事、重量物の揚降運搬</p> <p>イ)及び工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚降運搬</p> <p>配置工事、鉄骨等の組立て等を行う工事</p> <p>二)木工事、土工・コンクリート工事</p> <p>口)(い)打ち、い)抜き工事、い)抜き工事、場所打ぐい工事</p> <p>ハ)土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事</p> <p>ニ)コンクリートにより工作物を製造する工事</p> <p>木)その他基礎的ないしは準備的工事</p>
建築一式工事	<p>建設工事の例示</p> <p>(建設業許可事務ガイドライン)</p> <p>「アレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設する工事は『土木一式工事』に該当する。</p> <p>上水道における施設の建設工事に該当する。公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事等の配水管工事及び上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を建築、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p> <p>ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。</p> <p>防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。</p> <p>「ラス張り工事」及び「乾式壁工事」については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。</p> <p>『左官工事』における吹付け工事』とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付けする工事をいう。</p> <p>『ビ・土工・コンクリートブロック据付け工事』及び『ターゲットブロック積み(張り)工事』間の区分の考え方では、建築物に対するモルタル等を吹付けける工事をいい、『ビ・土工・コンクリートブロックの据付けナット大工事』において規格の大きいコンクリートブロックの据付けを行なう工事、プレキャストコンクリートブロック据付け工事等が『ビ・土工・コンクリートブロック据付け工事』に該当する。『ビ・土工・コンクリートブロック積み(張り)工事』においてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』におけるコンクリートブロック積み(張り)工事』であり、コンクリートブロック積み(張り)工事』で行われる工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロック積み(張り)工事』におけるコンクリートブロック積み(張り)工事』であり、コンクリートブロック積み(張り)工事』に該当する。</p> <p>『ビ・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鋼構造物工事」における「鐵骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鋼構造物工事」に該当する。</p> <p>この区分の考え方では、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鐵骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることとのみを請け負うのが『土工・コンクリート工事』である。</p> <p>「アレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設する工事は『土木一式工事』に該当する。</p> <p>「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。</p> <p>「ビ・土工・コンクリート工事」における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付けする工事である。</p> <p>「ビ・土工・コンクリート工事」における「吹付け工事」は、左官工事における吹付け工事に該当する。</p> <p>「土工保証設置工事」とは、法面保証設置工事による法面の設置等の工事である。</p> <p>「道路保証設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。</p> <p>「ビ・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」とは、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までの工程である。</p> <p>「ビ・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」は、それ以外の工事が「ビ・土工・コンクリート工事」である。</p> <p>「トンネル防水工事」ではなく「ビ・土工・コンクリート工事」に該当する。</p> <p>該当し、いわゆる建築系の防水工事は「防水工事」に該当する。</p>

建設業許可事務ガイドライン【第二条関係】の見直し(案)	
建設業の種類 (建築法別表)	建設工事の内容 (告示)
石工事	石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方ににより工作物を構成し、又は工作物に石材を取付ける工事
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事
管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、淨化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事

建設業許可事務ガイドライン【第二条関係】の見直し(案)	
建設工事の種類 (建設業法別表)	建設工事の内容 (告示)
・タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取り付け、又は取り付ける工事
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事
床装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事
板金工事	河川、港湾等の水底をしやんせつする工事 金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事
しゅんせつ工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事 塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事
ガラス工事	アスファルト、モルタル、シリコングリーフ等によって防水を行う工事
塗装工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行なう工事
防水工事	
内装仕上工事	
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取り付ける工事
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事
コン Tai 事	コンクリート設置
タイ	タイ
業等	冷暖業等

建設業許可事務ガイドライン【第二条関係】の見直し(案)

建設工事の内訳 (告示)		建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)
建設工事の種類 電気・通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気・通信設備を設置する工事	<p>「情報制御設備工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「情報制御設備工事」に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は「電気通信工事」に該当する。なお、保守（電気通信業務等の権限を図るために実施する点検、整備及び修理をいふ。）に関する工事が含まれるため、機械器具の種類の設置に該当しない。 「機械器具設置工事」には、電気通信業務等の権限を図るために実施する工事が含まれるため、機械器具の種類の設置に該当する。「電気通信工事」、「電気通信設備工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものでない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。
造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の充地を築造し、道路、建築物等の屋上等を緑化し、又は樹木を復元する工事	<p>「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の「花壇、噴水等の他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊具施設、便益施設等の建設工事」には、花壇、噴水等の他の修景施設、休憩所その他の休養施設、便益施設等の建設工事が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 「樹木育成工事」とは、植生を復元する建設工事が含まれる。 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壤改良や支柱の設置等を行つて行う工事である。
さく井工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく引工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水装置等を用いてさく孔、さく井を開く工事	<p>「上下水道」に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方には、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の隙地内の配管工事及び上下水道等の配管工事を設置する工事が「電気工事」、「管工事」、「水道施設工事」である。なお、農業用下水道、かんがい用配水管等の建設工事を築造、設置する工事が「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。</p> <p>「上下水道」に関する施設の建設工事における「管工事」、「水道施設工事」及び「清掃施設工事」間の区分の考え方には、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽）に接続するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が「管工事」、「水道施設工事」等と重複するものがあるが、これらは、公共団体が設置するものである。このようにして下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が「水道施設工事」に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により採取されたし尿を処理する施設の建設工事が「清掃施設工事」に該当する。</p>
建工具事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	<p>「金属製建具等はいご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された逃げ階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された逃げ階段の一部の工事としては「機械器具設置工事」ではなく、建築物の軸体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造工事」に該当する。</p> <p>「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によつては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」等それぞれの専門の工事の方に該当する。</p>
水道施設工事	上下水道、工業用下水道等のための取水、浄水、配水等の施設を設置する工事	<p>「金属製建具等はいご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された逃げ階段等はこれに該当しない。したがって、こののような固定された逃げ階段の一部の工事としては「機械器具設置工事」ではなく、建築物の軸体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造工事」に該当する。</p> <p>「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によつては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」等それぞれの専門の工事の方に該当する。</p>
消防警報設備工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	<p>「金属製建具等はいご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された逃げ階段等はこれに該当しない。したがって、こののような固定された逃げ階段の一部の工事としては「機械器具設置工事」ではなく、建築物の軸体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造工事」に該当する。</p> <p>「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によつては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」等それぞれの専門の工事の方に該当する。</p>
消防施設工事	消防施設工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、緊急性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	<p>「金属製建具等はいご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された逃げ階段等はこれに該当しない。したがって、こののような固定された逃げ階段の一部の工事としては「機械器具設置工事」ではなく、建築物の軸体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造工事」に該当する。</p> <p>「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によつては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」等それぞれの専門の工事の方に該当する。</p>
清掃施設工事	し尿処理施設設工事、し尿処理施設工事	<p>「金属製建具等はいご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された逃げ階段等はこれに該当しない。したがって、こののような固定された逃げ階段の一部の工事としては「機械器具設置工事」ではなく、建築物の軸体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造工事」に該当する。</p> <p>「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によつては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」等それぞれの専門の工事の方に該当する。</p>
解体工事	工作物の解体を行う工事	<p>「金属製建具等はいご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された逃げ階段等はこれに該当しない。したがって、こののような固定された逃げ階段の一部の工事としては「機械器具設置工事」ではなく、建築物の軸体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造工事」に該当する。</p> <p>「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によつては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」等それぞれの専門の工事の方に該当する。</p>